

電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）

東邦ガス株式会社

本書は、当社がお客さまに電気を販売する際の特に重要な事項を記載したものです。必ずご確認ください。

1. 需給契約の申し込み

お客さまが新たに電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款（高圧・特別高圧）（以下「需給約款」といいます。）および中部電力パワーグリッド株式会社または配電事業者（以下あわせて「一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、契約種別、契約電力、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申し込みをしていただきます。

2. 需給契約の成立および契約期間

- (1)需給契約は、お客さまの申し込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2)契約期間は、原則として、需給開始日から1年間といたします。ただし、新たに電気の供給を受ける場合の契約期間は、需給開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の末日までといたします。

3. 需給開始の予定年月日

電気需給契約書（以下「需給契約書」といいます。）または電気の需給契約に関する必要な事項について記載した書面（以下「通知書面」といいます。）（以下「需給契約書」と「通知書面」をあわせて「需給契約書等」といいます。）に記載の需給期間の開始日といたします。

4. 契約更新に関する事項

契約期間満了の3か月前までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の終了または変更について申し入れを行わない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されます。

5. 契約電力

- (1)特別高圧業務用電力、特別高圧電力、契約電力500キロワット以上の高圧業務用電力、契約電力500キロワット以上の高圧電力、業務用自家発補給電力および自家発補給電力の契約電力は、負荷設備および受電設備の内容、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (2)契約電力500キロワット未満の高圧業務用電力および契約電力500キロワット未満の高圧電力の各月の契約電力は、原則としてその1か月の最大需要電力とその月の前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(3) 予備電力は、原則として常時供給分の契約電力の値といたします。

6. 電気料金の計算方法

(1) 月々の電気料金は、基本料金と電力量料金（燃料費調整額を含みます。）の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

$$\text{電気料金} = \text{基本料金}^{※1} + \text{電力量料金}^{※3}$$

$$+ \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

※1 基本料金 = 基本料金単価 × 契約電力 × 力率割引または割増し^{※2}

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。なお、業務用自家発補給電力・自家発補給電力において、まったく電気を使用しない場合の基本料金は30%（自家発補給電力の場合は20%）といたします。

※2 予備電力を除き、力率割引または割増し（力率が85%を上回る場合、その上回る1%につき1%を割引、力率が85%を下回る場合、その下回る1%につき1%割増し）をしたものといたします。

※3 電力量料金 = 電力量料金単価 × 使用電力量 ± 燃料費調整単価
× 使用電力量

予備電力の電力量料金は、常時供給電力の電力量料金とあわせて算定いたします。

(2) 基本料金単価および電力量料金単価は、需給契約書等または当社が別途提示する料金表（高圧・特別高圧）（以下「料金表」といいます。）に記載し、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に関しては、需給約款に定めるところによるものといたします。

(3) 燃料費調整額とは、火力発電に必要な原油・液化天然ガス・石炭の価格（以下「燃料価格」といいます。）の市場や為替等の外的要因による変動や日本卸電力取引所において調達する電力の市場価格の変動を電気料金に反映するための調整額です。なお、燃料費調整単価における上限単価の設定はございません。

<燃料費調整単価の計算方法>

1か月の平均価格、基準単価等から次のとおり算定いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格}^{※1} - 52,900 \text{ 円}^{※2}) \times \text{基準単価}^{※3} \div 1,000
+ \text{HH 価格調整単価} + \text{卸市場価格調整単価}$$

$$\text{HH 価格調整単価} = (\text{基準 HH 単価}^{※4} - \text{HH 価格}^{※5} \div 2,867 \text{ ドル}^{※6})
+ \text{基準輸送関連単価}^{※7} \times \text{平均為替レート}^{※8}\\ \div 147.60 \text{ 円/ドル}^{※9} - \text{基準 HH} \cdot \text{輸送関連単価}^{※10}$$

$$\text{卸市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格}^{※11} - 12.16 \text{ 円}^{※12}) \times \text{調整係数}^{※13}$$

※1 各平均燃料価格算定期間における(A)平均原油価格、(B)平均液化天然

ガス価格、(C)平均石炭価格により、次のとおり算定いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha \ (0.2845) + B \times \beta \ (0.3302) + C \times \gamma \ (0.3571)$$

※2 調整の基準となる燃料価格

※3 高圧は9銭2厘、特別高圧は9銭1厘

※4 HH価格が2.867 \$ /MMBtu 変動した場合の1kWhあたりの調整単価

※5 ニューヨーク・マーカンタイル取引所のHenry Hub natural gas futuresにおける当該月（3か月前）の前月第3最終営業日の精算価格

※6 HH価格変動の基準値

※7 ガス輸送に関する費用等で、為替レートが147.60円/\$変動した場合の1kWhあたりの調整単価

※8 貿易統計における算出方法にて算出した月次の為替レート

※9 為替レート変動の基準値

※10 HH価格および為替レートの変動の基準値

※11 各平均市場価格算定における(X)全日の約定単価の単純平均、(Y)6時から18時までの約定単価の単純平均により、次のとおり算定いたします。なお、約定単価は原則として、日本卸電力取引所から公表されるスポット市場取引における30分ごとのエリアプライス（中部エリア））といたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x \ (0.8495) + Y \times y \ (0.1505)$$

※12 價格変動の基準値

※13 月別に設定する値

燃料費調整単価、HH価格調整単価および卸市場価格調整単価は銭単位とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。調整係数および実際に適用される燃料費調整単価は当社ホームページからご確認ください。

(4)料金の算定期間は、原則として毎月1日から当該月の末日までの期間といたします。算定期間が1か月に満たない場合、基本料金を日割計算いたします。

(5)料金の算定は、原則として毎月第3営業日から第5営業日までに行います。一般送配電事業者等からの使用電力量および最大需要電力の受領が遅れた場合、原則として第5営業日に料金算定を行います。なお、営業日とは、当社が定める休日以外の日をいいます。

(6)お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274パーセント）を申し受けます。お支払いをされた日以降の料金とあわせてご請求させていただきます。

7. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

8. 工事費負担金等相当額の負担

当社が一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客様への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を工事費負担金等相当額として申し受けます。

9. 使用電力量等の算定方法

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客様の供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。料金の算定期間における使用電力量は 30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。なお、電力量料金に料金区分を有する場合、料金の算定期間における各料金区分ごとの使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、各料金区分ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。また、自家発補給電力を使用されたときの業務用自家発補給電力・自家発補給電力の使用電力量は、使用時間中に計量された使用電力量から、あらかじめ負荷の実績に応じてお客様と当社との協議により定めた基準の電力に使用時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
- (2) 料金の算定期間における最大需要電力は、託送約款等に定める 30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値といたします。また、自家発補給電力を使用された時の業務用自家発補給電力・自家発補給電力の最大需要電力は、原則として業務用自家発補給電力または自家発補給電力の契約電力をその 1 か月の最大需要電力といたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、お客様との協議によって定めます。

10. 料金の支払方法

お客様は、料金を原則として口座振替により、毎月お支払いいただきます。

11. 帳票発行手数料

- | |
|---|
| <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、原則として、以下に定める各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料をお客さまに請求いたします。なお、帳票発行手数料は、原則として、帳票が発行された直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>イ お客様が、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合</p> <p>ロ お客様が、料金を払込みの方法でお支払いいただく場合で、当社が払込書を発行した場合</p> <p>(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。</p> <p>イ (1)イの場合</p> |
|---|

1 料金の算定期間および1通につき	130 円 (税込)
□ (1) □の場合	
1 料金の算定期間および1通につき	250 円 (税込)

12. 料金の変更

- (1) 当社は、次の状況変化が生じた場合は、契約期間にかかわらず、基本料金および電力量料金を適当な水準に見直すため、お客さまと当社にて協議するものといたします。
- イ 国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合
 - ロ お客さまが当社に提出した契約期間中の電気の需要予測（これがない場合は、過去1年間の電気の需要実績を需要予測とみなします。）とお客さまの実際の電気のご使用状況が大幅に乖離した場合
- (2) (1)の協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から3か月を経過したときをもって需給契約を解約できるものとします。この場合、お客さまは他の小売電気事業者または一般送配電事業者等に対して電気の供給を受けることができるよう申し込み、当社はその手続きに必要な協力をを行うものとします。

13. 契約の変更・終了およびそれに係る料金

- (1) お客さまが契約電力の変更または需給契約を終了しようとされる場合は、原則として、変更希望日または終了希望日の3か月前までに当社にその旨を所定の方法で通知していただきます。
- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約を終了しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。
- イ お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を終了されるまでの期間の料金（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に定める料金を除きます。）に関する、お客さまに精算していただきます。
 - ロ 当社が一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまにその金額を工事費負担金等相当額として負担していただきます。
- (3) お客さまが契約電力を新たに設定し、または契約電力を増加された日以降

1年に満たないで、需給契約を終了しようとされる場合で、当該需要場所において当社との需給契約終了後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。

イ お客様が契約電力を新たに設定された日から需給契約を終了されるまでの期間の料金(託送約款等に定める料金を除きます。)に関して、お客様に精算していただきます。

ロ 当社が一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客様にその金額を工事費負担金等相当額として負担していただきます。

(4)5(2)によって契約電力を定めるお客様が、契約受電設備を新たに設定し、または所定の算定方法によって算定された契約受電設備の総容量もしくは受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとし、または協議により契約電力を減少しようとされる場合は、(1)または(2)に準ずるものといたします。

14. 当社からの契約の解約

当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することができます。

- (1) 支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合
- (2) 当社との他の需給契約またはガスの使用契約の料金について(1)の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- (3) この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務（違約金、工事費負担金等）について、お支払いがない場合
- (4) 当社の媒介、代理または取次ぎを業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合
- (5) 当社による需給契約の承諾の意思表示の後、口座振替の申込書に不備があることが判明し、口座振替の申し込み手続きを完了できない場合
- (6) 適正契約の保持のため、契約の変更を依頼されたお客様が当社の定めた期日までにその変更を行わない場合
- (7) 一般送配電事業者等により電気の供給を停止され、供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らかな場合
- (8) 特別高圧電力、高圧電力もしくは自家発補給電力の場合または予備電力で特別高圧電力または高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合
- (9) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- (10) 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

- (11) 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合
- (12) 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- (13) 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら申し立てを行った場合
- (14) お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、またはその疑いがあると認められた場合
- (15) 需給約款および託送約款等、法令、条例、規則等に反した場合
- (16) 料金の変更について協議が整わなかった場合

15. 契約超過金、違約金および設備賠償金

- (1) 協議により契約電力を決定するお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1か月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、原則として契約電力をこえて電気を使用された月の電気料金に合算して請求し、その支払い期限内にお支払いいただきます。
- (2) お客さまが14(8)から(10)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額とします。不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当社が決定した期間といたします。
- (3) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について損害を賠償していただきます。

16. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認に関する業務
- (2) その他電気需給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

17. 需給約款等の変更手続きについて

- (1) 当社は、民法548条の4の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく需給約款および料金表（以下あわせて「需給約款等」といいます。）の内容を変更することができます。この場合、契約期

間の途中であっても原則として、料金その他供給条件は、需給約款等の変更を行った日から、変更後の需給約款等によるものとします。なお、当社は、需給約款等を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、需給約款等を変更する旨および変更後の需給約款等の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、当社ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。

- (2)需給約款等の変更をしようとした場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

- イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載をする事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載します。

- (3)需給約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明をする事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

18. その他

- (1)当社と需給契約を締結される場合、申し込み前にご利用されていた小売電気事業者または取次業者（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された小売供給契約は、当社がお客さまを代行して行う廃止取次（旧事業者との間で締結された小売供給契約の解約の申し込みを行うこと）により解約されます。旧事業者との間で締結された小売供給契約の内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へ申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社への申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。お客さまは本項の内容をご確認いただき、承諾の上で当社に需給契約を申し込みられるものとし、当社と需給契約を締結するに伴ってお客さまに生じた不利益・損害について、当社は責任を負わないものとします。
- (2)他のエネルギーから電力へエネルギー源を切替える場合等には、既存設備の撤去等が必要になる可能性があります。切替え前の事業者との間の他のエネルギー供給契約上の解約条件によっては、一定期間前に切替え前の事業者に対して、解約の通知を行っていただく必要が生じる可能性があります。
- (3)現在の電力会社との契約で、すでに免税措置、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けていて、引き続き適用を希望される場合は、当社窓口までお問い合わせください。
- (4)当社は、法令等、電気の需給状況、供給設備の状況、需要場所、お客さまによる料金支払債務その他の債務の支払い状況（すでに消滅しているものを含み、当社および当社の媒介、代理または取次ぎ先との他の契約の料金支払債務その他の債務を支払期限日を経過して支払われない場合を含みます。）そ

の他やむをえない理由がある場合および当社が適当でないと判断した場合には、お客さまの需給契約の申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

- (5) お客さまがクーリング・オフを行った場合や当社がお客さまとの需給契約を解除した場合等には、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあります。供給継続のためには、他の事業者と契約を締結していただくか、最終保障供給を申し込んでいただく必要があります。なお、クーリング・オフは、旧事業者との間の小売供給契約が廃止取次により解約されたことを無効とするものではありません。
- (6) 無契約状態で電気の使用を開始されたお客さまは、電気の使用を開始した日から契約締結までの期間について、需給契約の効力を遡らせるか、最終保障供給を受けたこととするかを選択していただく必要があります。
- (7) 当社は、契約手続きに際し取得したお客さまの情報を、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、一般送配電事業者等、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関と共同利用いたします。
- (8) 本書に記載のない事項の取り扱いは、需給約款等および需給契約書等によります。なお、需給約款は、当社ホームページからご確認いただけます。
- (9) お客さまおよび当社は、この需給契約の内容および契約の締結により知り得た相手方の情報について守秘義務を遵守するものといたします。

○ 小売電気事業者のお問い合わせ先

名称：東邦ガス株式会社 登録番号：A0085

住所：〒456-8511 愛知県名古屋市熱田区桜田町19-18

電話番号：0570-019104 受付時間 平日 9:00～19:00 (土日・祝日・12/29～1/3 除く)

メールアドレス：denki-info@tohogas.co.jp

当社ホームページ URL：<https://www.tohogas.co.jp/>

○ 媒介業者のお問い合わせ先

媒介業者によるご契約の場合、当社ホームページ等にてご確認ください。

(2026年1月)